

# 自由民主党

## 衆議院議員 田中かずのり 和徳 国政報告書第266号

ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡下さい。

衆議院議員田中和徳事務所  
TEL:03-3508-7294  
FAX:03-3508-3504  
http://www.tanaka-kazunori.com  
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



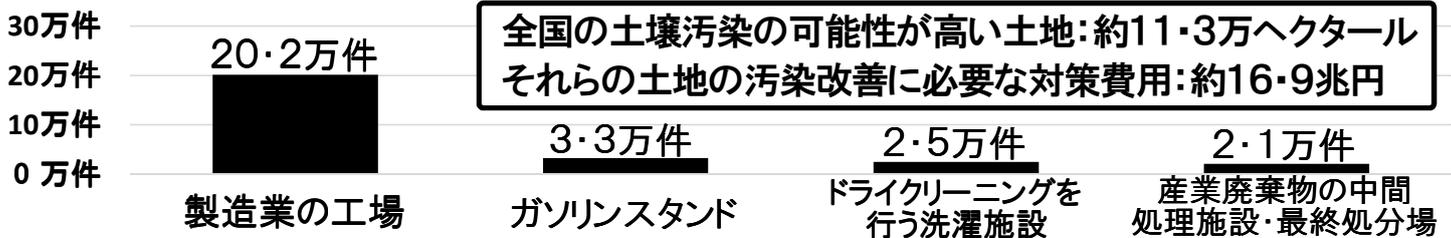
# 土壤汚染対策法の改正案が5月12日に成立!

田中和徳が国会で4月7日に質問、調査の徹底で国民の健康被害防止。

## 1. 土壤汚染問題の現状

- ◆東京の築地から豊洲への市場移転問題を契機に、土壤汚染への不安が一気に高まっている。土壤汚染は我々の身近で、どこでも存在する脅威。実態が把握しづらく、危機感を増幅させている。
- ◆土壤汚染とは、重金属や有機溶剤など、有害物質が土壤中に含まれているままの状態のことで、工場やガソリンスタンド、廃棄物の埋め立て地、ゴミ捨て場などが問題を引き起こす主な原因。

### 全国の土壤汚染の恐れがある主な稼働施設(2014年時点)



全国の土壤汚染の可能性が高い土地:約11・3万ヘクタール  
それらの土地の汚染改善に必要な対策費用:約16・9兆円

## 2. 土壤汚染による健康被害と高額な有害物質の除去費用

人体への有害物質の摂取経路は主に、①地下水経由、②直接摂取、の2つに分けられる。

- ①土壤の有害物質が地下水に浸透し、それを汲み上げて利用することで摂取するケース。
- ②有害物質を含む土壤に直接接触することで、口や肌などを通して体内に吸収してしまうケース。  
子どもが有害物質を含む土地で砂遊びをする、風で飛んだ砂埃が口の中に入る、など。

- ◆土壤汚染問題は健康面だけでなく、経済的にも深刻なリスクを孕んでいる。
- ◆土壤汚染対策は主に下記表の3つだが、多くの事業者が最も高額な掘削除去を選んでいる。これは、土地の購入者や使用者が、完全に浄化された土壤を望む傾向が強いためである。
- ◆掘削除去は工事費が高く、土地の購入価格よりも高額な事例が一般的である。そのため、小さな工場跡地等では採算が取れず、土地を再開発できずに塩漬けになるケースが増えている。
- ◆環境省の調査では、こうした再開発ができない危険性のある土地が、日本全国に約2・8万ヘクタール、資産価値は約4・2兆円分もあると予測されている。早急に対策を講じる必要がある。
- ◆また、掘削除去には、汚染土の処理、埋め戻す土を調達する際の自然破壊の問題もある。

土壤汚染処理の種類	具体的な手法	費用	工事期間	浄化の確実性
掘削除去	汚染された土壤を丸ごと取り除き、別の場所の無害な土を入れる。	高い	並	確実に浄化
原位置浄化	薬剤や微生物等を利用して、土壤中の有害物質を無害なものに変える。	並	長い	確実性では劣る
舗装	アスファルトやコンクリート、盛り土等で汚染土壤を覆い、有害物質を封じ込める。	低い	短い	浄化はしない

### 3. 改正される土壤汚染対策法の概要

◆今般の土壤汚染対策法改正案の内容は以下の通り。従来の問題点を是正した。

土壤汚染調査対象の拡大	稼働中の工場や産業廃棄物処理施設等に対しても、施設所有者は事前に工事の届出を都道府県知事に出し、土壤汚染調査を受けることを義務付ける。
要措置区域の汚染除去の監督	要措置区域の土地所有者に、汚染除去の計画を知事に提出するよう義務付ける。計画に不備があった場合、知事が計画の変更を命じる。
リスク管理の公平性の確保	健康被害の恐れがない工事については、都道府県知事が確認した上で、事前に毎回届出を提出する方式から、年一回程度の事後届出へ、手続を緩和する。また、汚染の原因が人為的なものでない場合、汚染土の搬出規制を緩和する。

◆上記の通り、問題の改善のため、土壤汚染対策法の改正案が5月12日に成立。田中和徳も、国民の目線から衆院環境委員会で自民党を代表して質問を行なった。

### 4. 従来の土壤汚染対策法の概要と問題点

◆我が国では下記の土壤汚染対策法に基づき、汚染の除去や無害化が図られてきた。

#### 土壤の汚染調査

有害物質を扱う施設を廃止する時や、土壤汚染の恐れがある土地で大規模な掘削工事などを行う時、土地所有者は土壤の汚染状態を調査し、都道府県知事に結果を報告する義務を負う。

土壤の汚染状態が環境省の基準を超えるかどうか

超えない

問題なし

超える

土壤中の有害物質が人体に摂取される経路があるかどうか

摂取経路あり

摂取経路なし

#### 要措置区域

都道府県知事が土地の所有者に対して汚染の除去や無害化の措置を指示する。

#### 形質変更時要届出区域

健康被害の恐れはないので汚染除去は不要。工事をする際は知事に計画を届け出る義務。

◆従来の土壤汚染対策法は下記のような様々な問題点を有していた。

不公平なリスク管理	工場等で土壤調査や汚染除去が義務付けられるのは、あくまで施設を廃止する場合である。稼働中の施設には調査が猶予され、工事も制限されない。その一方、形質変更時要届出地域では、汚染状況が軽微であっても、工事には届出が必要で、汚染土の処理にも様々な制限が掛かる。
不適切な汚染除去措置	要措置区域における汚染除去の取組みについて、都道府県知事はその内容を事前に確認できない。不適切・不十分な取組みが行われる危険性もある。

### 5. 土壤汚染に関する喫緊の課題

◆この改正案が成立しても、土壤汚染問題にはまだ解決すべき課題が山積している。

- ①土壤汚染に対する人々の不安は強く、土地価格が過剰に低くなる傾向がある。その上、そうしたマイナス分が固定資産税の評価に十分反映されず、土地所有者を苦しめる事例が多い。
- ②土地所有権が移転を繰り返している場合、いつ、誰の所有の時に汚染されたか不明な点が多く、その場合、全く責任がない現所有者が、自己負担で汚染を除去する羽目になる。

◆国民が過剰な不安を抱かないよう、土壤汚染に対する教育や啓発活動を活発化するとともに、土地を売買する際に、土壤汚染調査を行うことを義務付けるルールを早急に検討すべき。